

事 務 連 絡

平成30年4月5日

一般財団法人福岡県浄化槽協会  
製造業部会・工事業部会員各位

一般財団法人 福岡県浄化槽協会理事長

### 浄化槽設置工事に関する指導の強化について

春暖の頃、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、別添写しのとおり、国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長の連名により、一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長に通知がありました。

この通知によりますと、浄化槽設備士による実地での適切な監督や工事の技術上の基準を遵守していないと思われる事例も散見されるとのことです。

つきましては、設置工事に起因するものの再発防止に留意頂きますようお願い致します。



国土建第 422 号  
環循適第 1803225 号  
平成 30 年 3 月 23 日

一般社団法人全国浄化槽団体連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長



### 浄化槽設置工事に関する指導の強化について

浄化槽設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を確認するため、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 7 条において設置後等の水質検査（以下、「法第 7 条検査」とする）を行うことが規定されているが、法第 7 条検査の受検率は現状 90% 程度であることからさらに受検率を向上させる必要がある。

一方、当該検査の結果、不適正となった事案が毎年一定数報告されており、この中には浄化槽設備士による実地での適切な監督や工事の技術上の基準を遵守していないと思われる事例も散見される。

浄化槽法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには法第 7 条検査の受検の徹底と、検査結果を踏まえた不適正事案の発生抑止が重要であることから、関係行政部局に対し、以下の取組に努めるよう通知したので、貴団体におかれても会員に対し周知されたい。

- ・法第 7 条検査については、法第 5 条の規定による設置の届出等を活用し、関係部局・機関が連携して更なる受検指導を行うこと
- ・浄化槽工事業者に対し、浄化槽法第 29 条に定める浄化槽設備士の設置及び浄化槽設備士による実地での監督の徹底を図るとともに、法第 6 条に定める浄化槽工事の技術上の基準について改めて周知徹底すること
- ・法第 7 条検査の結果、不適正となった事案のうち設置工事に起因すると考えられる事案については、関係部局と情報共有し、法第 53 条に基づく報告徴収や立入検査を行うなど、再発防止に努めること